

# 市民参加実施予定シート

**予 定**  
令和3年4月1日時点

担当課( 環境政策課 )

## 1 市民参加の手續 実施予定について

タイトル	流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正	市が考える 市民等への影響	メリット 人口増加及び高齢者の増加に伴い、墓地の需要が高まるという事態に対応することができる。
正式名称	流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正		デメリット なし。
概要	近年、流山市では人口が増加しており、それに伴い今後墓地の需要が高まると予想される。さらに、おたかの森地域で見られるように急速な都市化により樹木葬等の新しい墓地を希望されることが多くなってきている。しかし、流山市墓地等の経営の許可等に関する条例には、住宅等から距離をとらなければいけない等の基準があり、新しい墓地ができにくい状況である。そのため、条例を一部改正し今後の墓地に対するニーズに応えるようにする。		

### (1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

### (2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	
複数実施	審議会等	R2.8月～R2.10月の間で2回程度	審議員(専門家、公募の市民等)	流山市環境審議会	・専門的な見地からの調査や審議、意見を聴取する必要があると考えたため。 ・時間や場所等に拘束されず、意見表明ができるため、幅広い市民から意見聴取が可能と考えたため。 ・素案を広く周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できると考えたため。
	パブリックコメント手続	R2.11月19日～R2.12月18日の間	全市民等	特になし	

### (3) 市民参加のスケジュール(予定)

令和元年度		令和2年度											令和3年度		
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
							← 審議会(諮問・答申等) →				← パブリックコメント →				

### 2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由